

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十九の二（略）</p> <p>十九の三 一ドデシルグアニジニウムⅡアセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、一ドデシルグアニジニウムⅡアセタート六五％以下を含有するものを除く。</p> <p>十九の四（略）</p> <p>二十 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三（略）</p> <p>四の四 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三ー（アミノメチル）ベンジルアミン八％以下を含有するものを除く。</p> <p>五 十四（略）</p> <p>十四の二 <u>〇ーエチルⅡSープロピルⅡ</u>〔（二E）一ニー（シアノイミノ）一三ーエチルイミダゾリジン一ーイル〕ホスホノチオアールト（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。ただし、〇ーエチルⅡSープロピルⅡ〔（二E）一ニー（シアノイミノ）一三ーエ</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十九の二（略）</p> <p>十九の三（略）</p> <p>二十 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三（略）</p> <p>五 十四（略）</p>

チルイミダゾリジン「ーイル」ホスホノチオアートー・五%以下を含有するものを除く。

十四の三〜十四の七 (略)

十五〜三十一 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)〜(47) (略)

(48) (E) ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドと (Z

ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (E) ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有するものに限る。(別名メタフル

ミジン) 及びこれを含有する製剤

(49) |  
〜 (149) |  
(略)

三十三〜七十二 (略)

七十二の二 ー ドデシルグアニジニウムアセテート (別名ドジン) 六五%以下を含有する製剤

十四の二〜十四の六 (略)

十五〜三十一 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)〜(47) (略)

(48) (E) ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドと (Z

ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (E) ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) ーニ ーニ (四ーシアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン」 ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有するものに限る。(別名メタフル

ミジン) 及びこれを含有する製剤

(48) |  
〜 (148) |  
(略)

三十三〜七十二 (略)

七十二の二 ー ドデシルグアニジニウムアセテート (別名ドジン) 六五%以下を含有する製剤

七十二の三 (略)  
七十三〜七十八 (略)  
七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。  
イ バリウム<sub>II</sub>四―(五)クロロ―四―メチル―ニースルホナトフ  
エニルアゾ)―三―ヒドロキシ―ニ―ナフトアート  
ロ 硫酸バリウム  
八十〜百九 (略)  
2 (略)

七十二の二 (略)  
七十三〜七十八 (略)  
七十九 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。  
八十〜百九 (略)  
2 (略)